

異物で困ったらご相談ください！

食品への異物混入が疑われた場合、事業者は消費者へ素早く情報提供することが求められます。その際、異物が何であるかを明らかにすることが何より重要です。何故ならその結果が、混入経路の解明や再発防止につながるからです。

一口に異物といっても、虫、毛、プラスチック、金属、原材料由来と思われるものまで様々です。異物鑑別検査では、顕微鏡を使った形態観察だけで判断が難しいものは、光(赤外線やX線)を活用した特殊な分析機器を使用します。この場合、ほとんどのものは非破壊で行えます。

赤外線を活用した分析機器は、異物に赤外線を照射することで、異物を構成する物質特有のスペクトル(波形)が得られ、プラスチックや繊維などの種類の特定ができます。炭素や水素、酸素などで構成されている異物に有用です。

X線を活用した分析機器では、異物にX線を照射することで、どのような種類の元素がどのくらいの割合で含まれているかが分かり、その元素の割合から、金属、ガラス、石などの鉱物を判別します。歯科修復材料などの小さな破片も、材料特有の金属から特定することができます。

両者を組み合わせたり、他の検査を追加することで、より詳しい鑑別が可能になります。以前、プラスチック片に見えた異物が赤外線の検査で否定され、X線によってカルシウムを検出し、更に高度な顕微鏡により骨細胞が観察されたことから、骨の一部と鑑定されたこともあります。

また、製造現場で使用している器具など、異物の原因と推測される対照品があれば、比較により同一のものを鑑別することで、混入した原因の追究に役立ちます。

異物に関してお困りの際は、ぜひご相談ください。